

○東松山市保育園設置及び管理条例

昭和 5 4 年 3 月 2 2 日

条例第 1 3 号

改正 昭和 5 6 年 3 月 2 3 日条例第 1 2 号

平成 7 年 6 月 2 6 日条例第 2 0 号

平成 9 年 3 月 1 8 日条例第 9 号

平成 1 0 年 3 月 2 0 日条例第 1 1 号

平成 1 1 年 3 月 2 3 日条例第 1 2 号

平成 1 3 年 3 月 1 6 日条例第 1 7 号

平成 1 4 年 3 月 2 5 日条例第 1 3 号

平成 2 3 年 3 月 1 8 日条例第 5 号

平成 2 6 年 1 0 月 1 日条例第 2 7 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日条例第 3 4 号

平成 3 0 年 6 月 2 6 日条例第 2 3 号

令和 2 年 1 0 月 8 日条例第 2 7 号

東松山市保育所設置及び管理条例（昭和 3 9 年東松山市条例第 2 7 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条第 1 項に規定する保育を必要とする児童を入園させて保育するため、別表に定める保育園を設置する。

（職員）

第 2 条 保育園に次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 保育士
- (3) 調理員
- (4) その他必要な職員

（入園）

第3条 保育園に入園できる児童は、保育を必要とする小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めたときは、保育を必要とするその他の児童を入園させることができる。

(利用者負担)

第3条の2 保育園に入園している児童の保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者をいう。次項において同じ。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。次項において同じ。）は、市長が定める利用者負担金（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第2項第1号に規定する額をいう。次項において同じ。）を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、児童の保護者又は扶養義務者がその利用者負担金の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その利用者負担金を減額し、又は免除することができる。

(退園)

第4条 入園する児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は保育の実施を解除しなければならない。

- (1) 保育の実施の必要がなくなったとき。
- (2) 保育の実施に変更を生じたとき。
- (3) 保育の実施ができなくなったとき。

(保育時間)

第5条 保育時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、特別の理由があるときは、市長はこの時間を変更することができる。

(休日)

第6条 保育園の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日まで

(4) その他市長が定めた日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休日に保育を実施することができる。

(東松山市保育園入園児童選考委員会)

第7条 東松山市立保育園及び委託施設に入園させる児童を選考するため、東松山市保育園入園児童選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 児童委員

(2) 市社会福祉協議会理事

(3) 社会福祉主事

(4) 関係機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員がその職を退いたときは、委員の職を失う。

5 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に第1条に規定する保育園のうち市長の指定する保育園の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第9条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な保育園の利用を確保することができること。

(2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に保育園の運営を行うことができること。

- (3) 保育園の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理の業務)

第10条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 保育園における保育に関する業務
- (2) 保育園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 原状回復に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保育園の管理に関し市長が必要と認める業務

(管理の基準等)

第11条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に保育園の運営を行うこと。
- (2) 保育園の施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第9条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第13条 指定管理者は、保育園の施設の改修、増設その他市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 児童福祉施設入所措置費徴収条例(昭和38年東松山市条例第18号)は、廃止する。

附 則(昭和56年3月23日条例第12号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成7年6月26日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年東松山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(東松山市保育所入所措置条例の一部改正)

3 東松山市保育所入所措置条例（昭和62年東松山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成9年3月18日条例第9号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日条例第11号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日条例第17号）

この条例中別表の改正規定は平成13年4月1日から、第7条第3項の改正規定は平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第13号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第8条を第14条とし、第7条の次に6条を加える改正規定 平成28年4月1日

（準備行為）

2 改正後の東松山市保育園設置及び管理条例（以下この項において「新条例」という。）第8条の規定による指定及びこれらに関し必要なその他の行為は、前項第2号に規定する日前においても、新条例第9条各項の規定の例により

行うことができる。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日条例第 34 号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日条例第 23 号）

この条例は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 8 日条例第 27 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

名称	位置	定員
東松山市立まつやま 保育園	東松山市加美町 6 番 16 号	110 人
東松山市立わかまつ 保育園	東松山市若松町一丁目 18 番 1 号	100 人
東松山市立たかさか 保育園	東松山市大字高坂 1122 番地	90 人
東松山市立からこ保 育園	東松山市大字新郷 1 番地	90 人
東松山市立いちのか わ保育園	東松山市松山町一丁目 13 番 49 号	45 人